



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>
 鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
 発行所 一般社団法人鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤 幸二

第32回ゼロ災^{ゴゴ}55無災害運動

スローガン

1つ1つの確認と 1人1人の心掛け
 みんなで築く ^{ゴゴ}55ゼロ災

令和2年11月7日(土)~12月31日(木)

スローガンは、三洋テクノソリューションズ鳥取(株) 樋口美紀氏 の作品です。

ゼロ災55無災害運動は、年末までの55日間を運動期間(本年11月7日から12月31日まで)として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指した独自の取組で、平成元年から毎年度実施し、本年度で32回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

◎「ゼロ災55」6つの柱

- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・転倒災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- ・健康確保対策の推進

◎事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、

「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚

- ・『安全「見える化」ととり運動』の取組の実施
- ・危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善
- ・高年齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- ・年末無災害運動推進大会等の実施
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを活用した対策の実施

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

*詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください
 か、鳥取労働局雇用環境・均等室 Tel:0857-29-1709
 にお問い合わせください。

11月は、労働保険適用促進強化期間です

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず加入しなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

加入手続きをされていない事業主の方は、速やかに手続きをしましょう。

詳しくは、鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

連絡先: 鳥取労働局労働保険徴収室
 鳥取市富安2-89-9 Tel.0857-29-1702

鳥取労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

毎年 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

鳥取会場

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

基調講演

「過労死と働き方について考えよ〜」

榎森 耕助 氏(タレント)

過労死遺族による体験談発表

佐戸 恵美子 さん(東京過労死を考える家族の会)

主催：厚生労働省

後援：鳥取県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、
過労死弁護団全国連絡会議

講師プロフィール

せやろがいおじさん/
榎森 耕助 氏(タレント)

お笑いコンビ・リップサービスのツッコミ担当。コンビでTV・ラジオのレギュラーを持ち、賞レースでも四連覇を達成する実力派。Youtube チャンネル「ウラしがみ」では、せやろがいおじさんとして沖縄の美しい海をバックに笑いを通して社会問題に物申す。教員の過労死問題に関する動画 Twitter で 239 万回再生を超えるなど注目を集めている。赤いふんどし、赤いハチマキがトレードマーク。

●日時 2020年11月24日(火) 13:30 ~ 15:30

●会場 倉吉体育文化会館 大会議室 (倉吉市山根 529-2)

●参加無料

<参加申込> 参加には事前申し込みが必要です。

●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム ←



スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 792円	令和2年10月2日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室(電話0857-29-1705)または各労働基準監督署にお問合せください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。自分の最低賃金をちゃんと調べようね。

鳥取県 最低賃金 **792円** 

令和2年10月2日から(時間額)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



転倒災害防止について・冬季

転倒災害の典型的なパターンは、「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3つです。

床面に水や油がこぼれていて滑った、段差につまずいた、両手で荷物を持っていて足元がよく見えずに階段を踏み外したなどが原因となっています。

一般的には下記のような転倒災害防止対策が考えられています。

- 1 作業通路における段差や凸凹、突起物、継目等の解消。
- 2 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水漏れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去。
- 3 照度の確保、てすりや滑り止めの設置。
- 4 危険個所の表示等による危険の「見える化」の推進。
- 5 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進。
- 6 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進。
- 7 定期的な職場点検、巡視の実施。
- 8 転倒予防体操の励行。

特に、冬季は積雪や路面の凍結により転倒災害が多く発生しています。

下記の対策を実施して転倒災害を防止しましょう。

- 1 気象情報の活用によるリスク低減の実施。
 - ① 「大気、低温に関する気象情報」を迅速に把握する体制の構築。
 - ② 警報・注意報の発令時等の安全マニュアルの作成、労働者への周知。
 - ③ 気象状況に応じた出張、作業計画の見直し。
- 2 通路、作業面の凍結等による危険防止の徹底。
 - ① 屋外通路や駐車場による除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保。
 - ② 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、

凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止対策の実施。

- ③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知。
- ④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し。

また、多くの事業場で行われている安全活動も転倒災害の防止に多くの効果が見られます。

- 1 4S活動
4S活動は、転倒災害防止について、基本的に重要な対策です。
「整理・整頓」は、通路上の荷物の「つまずき」による転倒を防ぐことができ、「清掃・清潔」は、油汚れ・水漏れ、凍結等による「滑り」を防止することができます。
また、4S活動が徹底されれば、無理・無駄・むらなくなり作業性が向上し、生産性の向上も期待されます。
- 2 KY（危険予知活動）
KY活動は、作業前、「どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、危険なポイントについて合意し、皆で話し合って対策を決め、設定された行動目標や指差し呼称で集中力を高め、安全を確認しながら作業を行うので、転倒災害防止に効果があります。
- 3 安全「見える化」
安全「見える化」は、職場の危険を可視化し、労働者全員が危険情報を共有することです。
転倒のおそれのある個所がわかれば慎重に行動できます。転倒災害多発箇所に、危険マップ、掲示物の貼り付けなどにより、労働者全員で情報を共有し、安全意識を高めましょう。

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を開設しました!

鳥取労働局雇用環境・均等室 Tel:0857-29-1709

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方で悩み、お困りの妊婦の方は、ご相談ください。

*相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響することが考えられ、医師等の指導を受けたら、企業に申し出て、作業の制限/在宅勤務/休業/時差通勤/勤務時間の短縮等の措置が受けられます。

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

- ・妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする解雇/退職の強要/契約更新がされない/正社員からパートへの転換強要等の不利益取扱いは禁止されています。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する措置として、妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金があります。

複数会社等に雇用されている 労働者の方々への労災保険給付が変わります

「労災保険」は労働者が業務や通勤が原因で、けがや病気等になったときや死亡したときに、治療費や休業補償など、必要な保険給付を行う制度です。

これまでは、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されなことが課題でした。

このため、多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、労働者災害補償保険法が改正されました。

～法改正のポイント～

- ・複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、すべての就業先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。
- ・けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、特別加入されている方や、けがや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。
- ・1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられます。
- ・これらの改正は、2020（令和2）年9月1日以降に発生したけがや病気等について対象となります。

石綿ばく露防止対策の強化について

現存する建築物の耐用年数から推計すると、国内での吹付け石綿等を使用する建築物の解体件数は今後増加し、2030年頃にピークを迎えるといわれています。そのため、今般、石綿障害予防規則の改正が行われ、建築物等の解体・改修工事に対する、工事開始前の石綿の有無の調査、工事開始前の労働基準監督署への届出などを含む多くの項目について変更されます。

詳しくは、鳥取労働局ホームページにある<石綿対策の規制が強化されます>をご覧ください。

注意では「安全」にならない

パイプ椅子や回転する事務椅子を踏み台にした経験のある人は多いと思いませんか。私もその経験者の一人です。どういふときか思い出してみると、「ロッカーの上の荷を取る場合」、「窓ガラスの拭き掃除をする場合」、「天井の蛍光灯を取り替える場合」などです。

本当は危ないと感じながらも「注意をすれば大丈夫」と考えて、ついついこのような行為をしてしまいます。そして、注意しているので大丈夫なはずなのに事故は発生しているのです。決して珍しい話ではありません。

つまり、多くの人たちは「危ないけれど注意すれば大丈夫」と思って省略行為を行い、結果として被災するのです。自分だけは大丈夫と思うのは大きな勘違いです。「危険」は「自分の注意力」ではカバーできないのです。ましてや「危険な行為をする自分」の注意力など、あてにならないのです。危険なことはしてはならないのです。「自分の注意力」はゼロ災達成には無力なのです。

「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」が 特定化学物質になります

金属アーク溶接等の作業時に発生する「溶接ヒューム」について、人体に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、令和3年4月1日から特定化学物質としての規制対象となります。また、これまでは特定化学物質から除外されていた塩基性酸化マンガンについても、同様の理由から特定化学物質になります。

こちらも詳しくは鳥取労働局ホームページにある<「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質になります！>をご覧ください。

では、高いところの荷を取るための安全対策は何なのでしょう。

まずは、「安全な専用踏み台」を「使いやすい場所に備え付ける」ことです。すると、「それは判っているけど、そんな置き場所はない」との声が聞こえてきます。

本当に置き場所がないのでしょうか。不要なものはないか、すなわち「整理」できないか。「整頓」でスペースが作れないか。安全を最優先する前提で、専用踏み台の場所確保のために、我慢してでも何か撤去できないか。などなど、本気で検討することを避けてはなりません。それでも場所が確保できなければ、妥協策として「不便だけれど別の場所で止むを得ない、いつも使うものではないので、使うときに少し我慢をして、でもルールだけは守ろうね!」と皆で約束する方法もあるかもしれません。

もともと、本質安全化は「使うものを手の届かない高いところにおかないこと」ですけれどね。

「危険」は注意しても「安全」にはならないのです。

（東部支部）